

日本学術会議

会員任命拒否問題の本質

～許されない支配介入と政治主導の見直し論議～

2021年4月2日

自由法曹団

目 次

はじめに	1
第 1 章 菅内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否は違憲違法である	3
第 1 今回の任命拒否は、日本学術会議法に反する違法行為であること	3
1 日本学術会議法による会員の選出方法について	3
2 国会答弁の確認	3
3 小括	4
第 2 会員任命拒否は学問の自由（憲法 23 条）を侵害するものである	4
1 問題の所在	4
2 学問の自由の意義	4
3 日本学術会議法と学問の自由	5
4 予算や人事権を理由にした介入は許されない	5
第 3 任命拒否に関する菅政権の説明は破綻している	6
1 憲法 15 条 1 項によって任命拒否は正当化できない	6
2 菅首相に誰を任命するか判断することは許されない	6
3 菅首相による任命拒否の説明は破たんしている	7
第 2 章 今回の学術会議会員任命拒否の狙い	8
1 安倍政権による「戦争ができる国」づくり	8
2 軍事研究に協力しないことを再確認した学術会議と安倍政権の対応	8
3 国策に協力する科学者をつくろうとする安倍・菅政権	9
第 3 章 日本学術会議には独立性と自律性の確保が確保されなければならない	11
第 1 日本学術会議の創設 ～戦後民主改革の中で～	11
1 戦前期 1931 年以降の日本における学術団体体制	11
(1) 学術団体の戦争研究への動員	11
(2) 政府主導による学術研究会議の再編	11
(3) 学術研究会議の独立性・自律性の喪失	12
2 日本学術会議の発足	13
(1) 敗戦による新しい学術体制の構想	13
(2) 日本学術会議法案	13
(3) 日本学術会議第 1 回総会	14
第 2 各国の科学アカデミーとの比較	15
1 アカデミーの歴史と機能	15
(1) 科学アカデミーの設立とその根拠	15
(2) 組織形態	15
(3) 科学アカデミーの機能	15
2 アカデミー組織では、独立性と自律性が確保されている	16
(1) 会員の選出	16
(2) 運営予算	16
結びに代えて 外部が主導する学術会議のあり方の見直し論議は許されない	17

はじめに

- 1 2020 年 10 月 1 日、菅義偉首相は、日本学術会議が新会員として推薦した 105 名のうち 6 名を任命しなかった。任命拒否を受けて日本学術会議は、政府に対し、任命拒否の理由説明を求めるとともに、6 名を任命するよう求める要望書を提出した。

私たち自由法曹団も、2020 年 10 月 7 日、菅首相が 6 名の会員候補者を任命しなかったことが日本学術会議法 17 条、7 条に違反するとともに学術会議の自治を侵害する点及び会員候補者の学術研究の自由を侵害する憲法 23 条に違反するものであることを明らかにし、直ちに、6 名を会員に任命するよう要求することを求める「日本学術会議会員への任命拒否に抗議し、直ちに推薦候補者を任命することを求める声明」を公表した。

しかし、菅首相は、現在まで、任命拒否の具体的な理由説明を拒否し、6 名の任命もしないという態度に終始している。

- 2 菅首相が官房長官を務めてきた安倍政権では、内閣法制局への人事介入を通じて、憲法解釈を一方的に変更して集団的自衛権の行使を容認し、安保法制（戦争法）の制定を強行し、官邸人事として、最高裁判事にそれまでの慣例を排して日本弁護士連合会の推薦によらない者を任命したり、検察庁法に反して検事長の定年延長を行うなど、恣意的な人事を強行してきた。

その安倍政権時代の 2018 年に既に「首相が学術会議の推薦通りに任命する義務はない」という従来の国会答弁を覆す法解釈の変更を行っていたことが明らかにされている。今回の任命拒否は、菅首相によって偶発的に行われたものではなく、安倍・菅政権の下での「戦争ができる国づくり」の政策と歩調をあわせるように進められてきた人事を通じた各機関組織への支配介入と同様に、学術会議を政権の意向に従わせるために行われた学術会議に対する支配介入である。

- 3 また、安倍政権の下では、内閣人事局長を兼任する警察官僚出身の杉田和博官房副長官が内閣人事局長を兼任し、官邸によって幹部人事のいわゆる身体検査が行われ、個人情報握る杉田副長官を中心に各省庁人事が差配されてきたといわれている。例えば、加計学園の獣医学部新設について、政府がその存在を否定していた「総理のご意向」等と記された文科省文書について、前文科次官の前川喜平氏が、文書の内容を認め、政府の意向に反する立場に立つことを鮮明にしたとたんに、官邸からのリーク情報に基づいて、同氏が文部審議官在任中から新宿歌舞伎町の出会い系バー通いをしていたなどという報道が一方的になされ、同氏に対する批判によって、文書の真偽の議論を後景に追いやろうとするなどは、個人情報を利用した手法によって政府の意向に逆らうものを黙らせようとして来た一例である。

今回の学術会議の会員の任命に際しても杉田副長官が、学術会議が推薦した 105 名の会員候補者を審査し、そのうち 6 名を排除し、任命するものとして 99 名の推薦者名簿を作成し、菅首相に届けられたことが明らかにされている通り、その支配介入の手法は個人情報をもとにした陰湿な支配介入そのものである。

- 4 さらに、現在まで、6 名の任命を拒否した理由は明確にされていないことから、官邸

による強権的な支配介入の目的が、学術会議が 2017 年 3 月 24 日に公表した「軍事的安全保障研究に関する声明」を撤回あるいは骨抜きにするため学術会議に対して政府が直接支配介入を強める目的でなされたことがうかがえる。

すなわち、今回、法解釈を枉げて任命拒否をした意図が、安倍政権が 2015 年度から始めた「安全保障技術研究推進制度」に対する応募件数は低迷をつづけ、思い通りに科学者を「軍事研究」に動員することができなかったことから、学術会議に対して直接的な介入を強め、その人事に介入し、組織の在り様を変えることで上記声明を撤回・骨抜きにすることを狙ったものである。

そして、このような支配介入自体、政権の意向に従わない組織への人事介入そのものであり、政権に対する異論を排除する強権的な手法によって、自由な議論を基盤とする民主主義を踏みにじる暴挙というべきものである。

- 5 そこで、本意見書は、まず、菅首相による任命拒否が日本学術会議法に定められた会員の選定、任命手続きに反していること、任命拒否が憲法 23 条によって学術団体として日本学術会議に保障される自律性、独立性を侵害するものであり、さらに、任命拒否が、任命を拒否された科学者に憲法 23 条が保障する学問の自由を侵害するものであること、そして、任命拒否についての菅首相の説明が法的に成り立たず、破たんしていることを明らかにし、菅首相による任命拒否が違憲違法であることを確認する（第 1 章）。

続いて、今回の、菅首相が、総理大臣の学術会議会員の任命は、学術会議の推薦に「基づいて」行われる形式的な任命行為と解されてきた法解釈を枉げて、違憲違法な任命拒否に踏み切った意図が、学術会議が 2017 年 3 月 24 日に公表した「軍事的安全保障研究に関する声明」を撤回ないし骨抜きにすることにあることを明らかにする（第 2 章）。

さらに、日本学術会議法が、戦前戦中の日本における学術団体が戦争遂行に協力させられてきた歴史を踏まえ、その反省から生まれた法律であり、日本学術会議には自律性と独立性が認められなければならない、諸外国の学術団体（科学アカデミー）の歴史的な経緯を踏まえて、学術団体（科学アカデミー）のあり方は、アカデミー自身が自律的、独立して決定されなければならないことを確認する（第 3 章）。

そして、結びとして、学術会議会員任命拒否に端を発して、政権与党から学術会議のあり方を問題視し、あり方の見直し論議を政府与党主導で進められようとしているが、そのこと自体、日本学術会議法上も憲法上も許されないことを明らかにするために、本意見書を公表することとした次第である。

第1章 菅内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否は違憲違法である

第1 今回の任命拒否は、日本学術会議法に反する違法行為であること

1 日本学術会議法による会員の選出方法について

日本学術会議法 17 条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」とし、同法 7 条 2 項は「会員は、第 17 条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」と定める。

ここから明らかなように、学術会議の会員資格は「優れた研究又は業績のある科学者」であることのみである。そして会員の選出方法（手続）は、前記資格を有する者の中から学術会議自身が候補者を選定し内閣総理大臣に推薦し、その推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するというものである。

ここで「推薦に基づいて」任命するという法律上の意味は、「推薦の通りに」任命するということにほかならない。このことは学術会議の会員が任命制に変更された際の国会審議において、次に引用する通り、内閣総理大臣、国务大臣、政府委員等によって繰り返し確認されている。

2 国会答弁の確認

「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命に当たりましては、学協会等における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。」（1983 年 11 月 24 日参議院文教委員会での丹羽兵助総理府総務長官答弁）

「私どもは、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません。確かに誤解を受けるのは、推薦制という言葉とそれから総理大臣の任命という言葉は結びついているものですから、中身をなかなか御理解できない方は、何か多数推薦されたうちから総理大臣がいい人を選ぶのじゃないか、そういう印象を与えているのじゃないかという感じが最近私もしてまいったのですが、仕組みをよく見ていただければわかりますように、研連から出していただくのはちょうど二百十名ぴったりに出していただくということにしているわけでございます。それでそれを私の方に上げてまいりましたら、それを形式的に任命行為を行う。この点は、従来の場合には選挙によっていたために任命というのが必要がなかったのですが、こういう形の場合には形式的にはやむを得ません。そういうことで任命制を置いておりますが、これが実質的なものだというふうには私ども理解しておりません。」（1983 年 5 月 12 日参議院文教委員会での手塚康夫政府委員答弁）

「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」（1983 年 5 月 12 日参議院文教委員会での中曽根康弘総理大臣答弁）

3 小括

このように、日本学術会議法 7 条 2 項の解釈としては、総理大臣の任命はあくまで形式的なもので、推薦された者をそのまま会員として任命しなければならないことは疑いの余地のないほど自明であったことは、政府自身の答弁によって裏付けられている。

因みに、1983 年 5 月 12 日参議院文教委員会で粕谷照美委員（社会党）が、形式的任命について「法解釈では絶対に大丈夫だと、こう理解してよろしゅうございますね。」と確認したのに対し、高岡完治内閣総理大臣官房参事官は「法律案審査の段階におきまして、内閣法制局の担当参事官と十分その点は私ども詰めたところでございます。」とし、形式的任命であることは「法解釈では絶対に大丈夫」と認めているのである。

したがって、今回菅首相が学術会議から推薦された 6 名の候補者の任命を拒否したことは、日本学術会議法 7 条 2 項に明確に反する違法行為である。また任命拒否の理由が、巷間伝えられるように「政府に批判的な言動があったこと」にあるとするなら（菅首相が任命拒否の理由を全く明らかにしない以上、このように考えることは十分合理性がある）、学術会議の会員資格を「優れた研究又は業績のある科学者」であることのみとしている同法 17 条にも反するものであり、二重の意味での違法行為となる。

第 2 会員任命拒否は学問の自由（憲法 23 条）を侵害するものである

1 問題の所在

菅首相は、今回の任命拒否が憲法の保障する学問の自由を侵害するものとの指摘に対し、「学問の自由とは全く関係ない」としている。現職の総理大臣が憲法の保障する基本的人権に対し、これほど無理解なことに呆然とするが、今回の任命拒否が学問の自由の保障との関係でどのような問題をもつのかについて整理しておくこととする。

2 学問の自由の意義

憲法 23 条は学問の自由を保障するが、これはどの国の憲法においても定められているものではない。政治権力が個々の研究者の研究内容に直接介入したり、研究発表を妨害するなどの行為をすれば、内心の自由（19 条）や表現の自由（21 条）の侵害となるからであり、こうした文脈で学問研究の自由を議論することができるからである。

憲法 23 条が、敢えてこれらとは別に学問の自由を保障したのは、1933 年の京大事件や 1935 年の天皇機関説事件など、戦前において政府が学説を公定し、それに反する学問研究活動を阻害した経験を受けて、こうしたことを繰り返さないためである。

加えて、政治権力が人事権や予算を背景に公的研究機関に不当な影響を及ぼすことを排除することがあげられる。これは一般に「大学の自治」の問題とされるが、これは研究機関の代表格が「大学」であるからであり、「大学」に固有のものではなく、学術研究を行う公的機関すべてに該当する法理である。特に学術会議は「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法 2 条）であるから、その自律性、独立性が保障されなければならないことは当然である。繰り返しになるが、このような公的研究機関については人事権、予算を通じての政治権力の介入が容易に予想されるからこそ、それを排除するものとして、学問の自由（大学の自治）が憲法上特に定められたのである。

「大学の自治」＝公的研究機関の自律性の保障が、学問の自由の保障にとって重要なことは、教科書においても次のように述べられている通りである。

『学問』が、それ自体の内在的論理をもって存在する真理の探究にかかわり、人類文化にとって格別の意義をもつものでありながら、『政治』その他の権威による干渉の対象となりやすいことに鑑み、学問研究そのものの自由を保障し、とくに今日学問研究の主要な担い手である研究教育機関における研究従事者の自由を確保することの必要性が認識されたからにほかならない。」(佐藤幸治「憲法」第3版)

「学問の自由は、本来における真理を探究する上で要求される学問の自律性、つまり当該学問分野で受け入れられた手続きおよび方法に基づく真理の探究の自律性を確保すること、とくに、政治の世界からの学問への介入・干渉を防ぐことを、その目的とする」(長谷部恭男「憲法」第7版)

3 日本学術会議法と学問の自由

こうした憲法上の要請を受け、学術会議は内閣総理大臣の所轄する組織でありながら、「独立して職務を行う」(日本学術会議法3条)ことが保障されている。また委員の任命も学術会議の自治と自律に委ねられており、政府がそれに介入することが許されていないことは、すでに詳しく述べてきた通りである。

因みに会員に不適当な行為があつて退職させる場合でさえも、「学術会議の申出」がなければ、内閣総理大臣は退職させることができない(日本学術会議法26条)としているのも、学問の自由の保障の観点から、学術会議に徹底した自治と自律が認められているからである。

このことは、次のように政府の答弁においても確認されている。

「日本学術会議はいまさら私ごとき者が申し上げるまでもないことでございますが、しかし担当の大臣として言わしていただきますならば、法律に基づいて設置されております国の機関でございまして、内閣総理大臣の所轄のもとに置かれております。その経費は国庫により負担されておりますながら、しかも**政府の指揮監督**というようなものは受けることなく**独立してその職務を行うこととされております**と私は考え、また承知をしておるのでございます。」(1983年5月12日、参議院文教委員会での丹羽兵助総理府総務長官答弁)

「法律に書かれてありますように、独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません。**学問の自由**ということは**憲法でも保障しておるところでございまして、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけ**でございまして、そういう点については今後政府も特に留意してまいりつもりでございます。」(1983年5月12日参議院文教委員会での中曽根康弘総理大臣答弁)

4 予算や人事権を理由にした介入は許されない

ところで、今回の任命拒否が起きた後に、政府筋から「年間10億円の予算をつぎ込んでいる」「学術会議は内閣総理大臣の所轄する組織である」などを根拠に、任命拒否を正当化する議論が沸き起こった。しかし、予算や人事権を盾に学問領域に介入することは、まさに憲法が懸念していたことであり、それを排除するために学問の自由が定められたことを忘れてはならない。すなわち、学術会議会員の任命拒否は、公的研究機関であり、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」である学術会議の自律と独立を侵すもので

あり、憲法 23 条に反して許されないものである。したがって、予算をつぎ込んでいることや内閣総理大臣の所轄することなどは、任命拒否を正当化する理由にはまったくならない。

問題はそれに留まらない。任命を拒否された研究者にとっては、その研究内容を理由として不利益処分を受けたのであるから（菅首相が拒否の理由を明らかにしない以上、そのように解するほかない）、研究に対する政治介入そのものであって、研究者の学問の自由（表現の自由）の侵害となる。さらに、このことはすべての研究者に対する委縮効果を及ぼす。特に拒否理由を示さないことによって委縮効果はより大きくなる。特に公的研究予算の削減が著しい現在において、その効果は絶大である。これによって、すべての研究者の学問の自由が侵害される虞れがある。そして、これらのすべてを通じて自由な学問研究が阻害されることにより、国民全体の知る権利、自ら望むべき思索をする権利の侵害となり（21 条、13 条違反）、結果的に国民の思索内容が政治権力によってコントロールされることになる。

このように今回の任命拒否の問題は、憲法の保障する学問の自由を幾重にも侵害するものであり、断じて容認することのできない問題である。

第 3 任命拒否に関する菅政権の説明は破綻している

1 憲法 15 条 1 項によって任命拒否は正当化できない

菅政権は、今回の任命拒否について、憲法 15 条 1 項を持ち出し、「公務員の選定、罷免権が国民固有の権利であるという考え方からすれば、任命権者である内閣総理大臣が（学術会議の）推薦のとおり任命しなければならないというわけではな（い）」などと弁明している。

しかし、憲法 15 条 1 項が「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めるのは、公務員の選定・罷免が、直接または間接に、主権者たる国民の意思に基づくよう、手続が定められなければならない、ということであり、憲法で任免に関する手続等が明記されている場合以外は、内閣総理大臣ではなく、主権者たる国民を直接代表する国会が、公務員の種類・性質を考慮して、法律を通じて決めるべきことである。

そして、国会が、学術会議の会員について、憲法 15 条 1 項の定める国民固有の選定権を具体化し、その選定を学術会議に付託したのが日本学術会議法 7 条 2 項および 17 条であり、上記第 1 章の第 1 で詳述したとおり、同 7 条 2 項の定める内閣総理大臣の「任命」はあくまで形式的なものにすぎない。

したがって、学術会議から推薦された者の任命を拒否することが、憲法 15 条 1 項によって正当化される余地はない。むしろ任命拒否は憲法 15 条 1 項違反そのものであり、菅政権の上記弁明は全くの詭弁である。

2 菅首相に誰を任命するか判断することは許されない

菅首相は、今回の任命拒否について、「日本学術会議が総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくため」という弁明も繰り返し、その理由として、2003 年 2 月 26 日の総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」に「日本学術会議は…（中略）…総合的、俯瞰的な観点から活動することが求められている」（4 頁）という記述があること

などを挙げている。

しかし、菅政権がいう「総合的、俯瞰的観点からの活動」とは具体的に何を指すのかが不明である上、そもそも一内閣の判断で、国民を直接代表する国会が定めた日本学術会議法に存在しない選定基準を持ち込むこと自体が許されないことである。

また、上記報告書の記述は会員の選定について述べたものでない。むしろ同報告書は、「日本学術会議が、科学的水準の高い提言等の活動を行い、その権威を高め、社会に貢献していくためには、優れた研究者が科学的業績に基づいて会員に選出されることが重要であり…（中略）…現会員による欠員補充」による選出を基本とすることが適切である」

（5 頁）と述べて、現行の会員選定を高く評価しているのであり、菅政権は意図的な誤用をしている。

そもそも、「総合的、俯瞰的観点」の確保と言いつつ、「人文・社会科学」系の学者ばかり任命拒否する菅政権こそが、「総合的、俯瞰的観点」からの活動を阻害している。同様に、菅政権は、学術会議の推薦名簿を「偏っている」、「民間・若手が少ない」、「多様性が大事」などと非難しているが、私立大学に在職している候補者、女性の候補者、50 歳代前半の候補者の任命を拒否し、「民間・若手」を除外して「多様性」を損なっているのは菅政権自身である。

3 菅首相による任命拒否の説明は破たんしている

このように今回の任命拒否について何一つまともな説明をできない菅政権は、「推薦前の調整が働かず、結果として任命に至らなかった者が生じた」（2020 年 11 月 5 日参議院予算委員会）という弁明をし始めた。

しかし、「調整」の名の下、学術会議の推薦名簿に対して政府の意向を反映させようとすることは、日本学術会議の独立性を脅かす露骨な政治介入そのものであり、言語同断といわざるをえない。

以上のとおり、任命拒否に関する菅政権の説明は、もはや破綻以外の何物でもない。そして、重要な点は、なぜここまで菅政権の説明が破綻するのか、である。

それは、第 2 章で論ずるとおり、菅政権が、国民に対し、今回の任命拒否の真の狙い（安倍・菅政権が進めてきた「戦争ができる国」づくりに科学者を協力させるために、日本学術会議の変質、解体を図る）を隠そうとして弁を弄するから、破綻するのである。

第2章 今回の学術会議会員任命拒否の狙い

菅首相が日本学術会議が推薦した6名の学者の任命を拒否したのはなぜか。それは、単に菅政権が6名の学者を忌避していたからだけではない。その背景には、安倍・菅政権が進めてきた「戦争ができる国」づくりに科学者を協力させるために、日本学術会議の変質、解体を図ろうとする意図がある。

1 安倍政権による「戦争ができる国」づくり

(1) 安倍政権発足後、それまでの政府解釈の限界を超えて、日本を「戦争ができる国」にする策動が続けられてきた。

2013年、安倍政権は、アメリカとの共同作戦の実行を容易にするために国家安全保障会議（日本版 NSC）を創設し、特定秘密保護を成立させた。2014年7月には、それまでの政府解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、翌2015年には日米ガイドライン（日米防衛協力のための指針）を改定し、安保関連法制（戦争法）を成立させた。2017年には、それまで何度も廃案になってきた共謀罪が成立した。

一連の法改正・解釈変更は、学界の通説的意見と市民の強い反対を無視し、数に頼んで強行したものであった。中でも、2015年の安保関連法制の国会審議において、与党推薦の憲法学者3人がいずれも法案が「憲法違反」と指摘し、その後の法案審議に大きな影響を与えたことは記憶に新しいところである。

(2) 安倍政権は、わが国の科学技術を「戦争をする国」づくりに利用するために、科学者を軍事研究に動員する仕組みをつくってきた。

2013年12月、「国家安全保障戦略」、「防衛計画の大綱」とともに閣議決定された「中期防衛力整備計画」では、「大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に強める」との方針が打ち出された。これを受け、防衛省は、2015年から「安全保障技術研究推進制度」を立ち上げた。同制度は、「防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアルユース技術を積極的に活用すること」を目的として、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するもの」（防衛装備庁HPより）である。

同制度は、国の貧弱な研究予算の下で、研究資金の確保に苦しむ現場の窮状に乗じて、「民生技術」の名の下に、科学者を軍事研究に取り込もうとするものにほかならない。

2 軍事研究に協力しないことを再確認した学術会議と安倍政権の対応

(1) 「安全保障技術研究推進制度」が立ち上げられる中で、科学者の中には、「民生技術（デュアルユース）の研究であれば、「軍事研究」とは言えないのではないか」という意見も出された。当時の日本学術会議会長が「自衛のための研究は許される」との立場を公言したこともある。

このような状況の下で、日本学術会議は、同制度への対応を検討するために、2016年5月に「軍事的安全保障研究に関する検討委員会」が設置され、様々な議論を経て、翌2017年に「軍事的安全保障研究に対する声明」（3月24日）、「報告軍事的安全保障研究について」（4月13日）が発表された。

「声明」は、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあること」を確認し、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない決意の声明」（1950 年）、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」（1967 年）という二つの声明を「継承する」ことを確認した。

声明は、「安全保障技術研究推進制度」について、「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。」と述べている。

- (2) 学術会議が「安全保障技術研究推進制度」に関して、軍事研究に協力しないという従来の立場を再確認したことにより、大学等の「安全保障技術研究推進制度」への応募は以前より減少し、その後も増加していない。これに対し、「民生技術（デュアルユース）」の誘い水によって科学者を軍事研究に取り込もうとした政府が苛立ちを覚えたことは想像に難くない。

実際、自民党の柴山昌彦幹事長代理（当時、元文科大臣）は、2020 年 10 月 25 日の NHK の日曜討論において、1950 年の軍事研究を行わないという提言を楯に、「デュアルユースの研究が進まないとの問題も指摘されている」と述べ、今回の任命拒否を正当化しようとした。

また、井上信治科学技術担当相（当時）は、2020 年 11 月 17 日の参院内閣委員会で、「いわゆるデュアルユースの問題につきまして、これ、私としても、やはり時代の変化に合わせて冷静に考えていかなければいけない、そういう課題だというふうに考えておりまして、このことについても梶田会長とお話をしております。」と答弁している。

このように、学術会議が「軍事研究には協力しない」という基本原則を確認し、政府が推進しようとした「安全保障技術研究推進制度」に慎重な姿勢を示したことは、軍事研究を推し進めようとする政府にとって大きな障害として認識されてきた。

- (3) こうした中、安倍政権は、2016 年に学術会議に欠員が生じた際の補充人事に難色を示し、複数の候補者の推薦を求めた。そして、2018 年に内閣府と内閣法制局が学術会議法に基づく会員の任命に関する法解釈を協議し、首相が学術会議の推薦通りに任命する義務はないという、従来の国会答弁を覆す法解釈の変更を行ったとのことである。

このように、今回の任命拒否は、偶発的な出来事などではなく、安倍・菅政権の下での「戦争ができる国づくり」の政策と歩調をあわせるように進められてきた学術会議の人事への介入の帰結なのである。

3 国策に協力する科学者をつくろうとする安倍・菅政権

2020 年 6 月 17 日、科学技術基本法を改正した「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が成立した。改正により従来同法の対象とされていなかった「人文科学」が新たに対象とされることになった。

同法に基づき、内閣府に、「内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップの下、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とした」（内閣府 HP）「総合科学技術・イノベーシ

ン会議」設置されている。2014年に設置された同会議は、科学技術政策に関する「司令塔」というべき組織である。

政府が策定した「第5期科学技術基本計画」（平成28～平成32年度）では、安全保障に関し、「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。」とされている。同法の運用いかんによっては、学問の自由との緊張関係を生じることになる。

同会議について、改正法の国会審議では、「内閣府にその司令塔の機能が置かれることで、自然科学系のみならず、この人文社会学にも、資金を得る引換えに政府の政策的な介入がなされるのではないかというような、そんな声も出ていることはこれ事実なんです。

（2020年6月16日参院内閣委員会・国民民主党矢田わか子議員の質問）との指摘がなされている。

この間、日本学術会議のあり方をめぐって、日本学術会議を政府の機関ではなく、民間組織とすべきという意見が出されている。その一方で、政府主導で軍事技術の推進につなげるため、政府の「総合科学技術・イノベーション会議」に権限を集中させるべきだとの意見が出されたと報じられている（2020年10月2日「朝日新聞」）。

このような一連の動きからすると、人文科学を含めた研究活動を政府が直接掌握し、政府の方針に沿った研究を推進させる危険性がある。

第3章 日本学術会議には独立性と自律性の確保が確保されなければならない

第1 日本学術会議の創設 ～戦後民主改革の中で～

1 戦前期 1931 年以降の日本における学術団体体制

(1) 学術団体の戦争研究への動員

1931（昭和 6）年 9 月に勃発した満州事変の前後から、国防国家の確立が呼号されるようになり、国力の基盤は究極において科学の力にまつべきものであるとの認識が強まり、軍部だけでなく政府においてもしだいに科学研究に対する関心を強めていた。

さらに、1937（昭和 12）年 7 月に日中戦争が始まると、日本は、長期にわたる戦時体制に突入し、国家総力戦体制の確立が叫ばれるようになり、長期にわたる戦争を遂行する原動力として科学技術が位置づけられるようになり、軍部および政府による科学研究に対する関与が積極化し、行政上も種々の施策が講ぜられるようになった。

1937（昭和 12）年 10 月、内閣に企画院が設置され、国家総動員法の立案、物資動員計画の策定等、戦時政策の総合企画に当たることとされ、1938（昭和 13）年 4 月、国家総動員法が制定された。この法律では、国防目的達成のため、あらゆる分野にわたり、強力な統制の権限が政府（企画院）に与えられることとなった。

1938（昭和 13）年 8 月、文部省は「我が科学界ノ現状ヲ批判検討シ其ノ制度施策内容並ニ運営等各般ニ亘ツテ之ヲ刷新拡充シ以テ我が国科学ノ根本的振作ヲ図ルタメ」必要な具体的方策を審議することを目的として「科学振興調査会」を設置した。調査会では、1939（昭和 14）年 3 月から 1941（昭和 16）年 3 月まで、いくつかの答申を行い、これらの答申に基づいて、文部省は、1939 年度追加予算に「科学研究費交付金」300 万円を計上し、学術研究会議が、この「交付金」の交付対象となる研究項目の審査機関となることとされた。これは、日中戦争開戦に伴う、諸外国による日本に対する経済封鎖及び科学技術移転の抑止を打開するため、いわば戦争を完遂するために日本の科学を振興させるための予算である。

なお、1931 年以降も文部省予算である「科学研究奨励金」が年額 73,000 円に据え置かれていたことと比較すると、戦争協力のための「交付金」が文字通り桁違いの莫大な金額であった。

(2) 政府主導による学術研究会議の再編

学術研究会議は、1920（大正 9）年に本来国際的な研究の連絡・協力機関として発足したものであるが（学術研究会議官制（大正 9 年 8 月 26 日勅令 297 号））、政府からの一定の独立性、会員科学者の自治が認められていた。しかしながら、日中戦争勃発後は国際交流が途絶し、1939（昭和 14）年以降、「交付金」の審査配分に当たるようになってから、会員数を増員するなどその性格も変化をきたしていた。そして、科学振興調査会が 1939（昭和 14）年 3 月 11 日にだした答申では、学術研究会議が国内の研究の交流・促進の役割を果たしておらず、会員数が少なく新陳代謝が進んでいないことが問題視され、学術研究会の拡充・改組が提言された。

この提言を直接的な契機として、学術研究会議の戦時体制への再編が進められることとなったが、再編の狙いは、会員の若返りを図り、基礎研究より応用研究に重点を置き、より機動的に科学を戦時体制に動員でいる体制を確立することにあつた。

この答申に沿って、1941（昭和 16）年、学術部の組織を、理化学・工学・医学・生

物学農学関係の四部制とし、主要研究機関の代表者および現役の有力な研究者を会員とする組織改編が行われた。

さらに、1943（昭和 18）年 8 月、「科学研究ノ緊急整備方策要領」により、1) 学術研究会議を整備強化して科学研究動員に関する特別委員会を設置し、大学等の研究機関にはそれぞれこれと連絡ある委員会を設置させて、文部省が両者を活用して学理研究力の集中発揮に当たること、2) 科学研究要員の充実を図り、大学等の卒業生で緊急な研究に従事する者を優先的に配当すること、3) 科学研究用資材の確保と重点的配分等の措置を講ずること、が閣議決定された。この決定に基づき、学術研究会議官制が全面的に改正され（昭和 18 年 11 月 25 日勅令 866 号）、国際的な目的が削除され、新しく人文科学部門を加えて会員数を 400 人に増員し、研究動員委員会が設けられるなど大幅な組織改編が行われた。この勅令改正により、従前かろうじて保たれていた政府からの一定の独立性、会員科学者の自治が認められなくなり、学術研究会議は政府と一体として戦争研究を推進する機関に変質させられた。

そして、戦局の緊迫化に伴い、1943（昭和 18）年 10 月、「科学技術動員総合方策確立ニ関スル件」が閣議決定され、これに基づいて、研究動員会議官制（昭和 18 年 10 月 14 日勅令 778 号）が定められ、内閣に少数の軍官民の委員で構成される研究動員会議が設置され、「臨時戦時研究員設置制」（同 777 号）によって重要研究課題の研究者はすべて戦時研究員として内閣が命ずる体制が確立され、科学者の戦争研究動員体制が完成した。

その後も、1945（昭和 20）年 1 月、科学者の戦争動員体制を強化するため学術研究会議が再度改組され、会員数を 700 名に増員し、支部を設ける等、機構の整備を行ない研究動員のための諸方策が技術院および文部省を中心として押し進められていった。

(3) 学術研究会議の独立性・自律性の喪失

学術研究会議が発足した際の学術研究会議官制（1920（大正 9）年 8 月 26 日勅令 297 号）では、学術研究会議は、会員や会長の選出について学術研究会議官制（大正 9 年 8 月 26 日勅令 297 号）で、会員の選出および会長の選出について「学術研究会議会員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ学術研究会議ノ推選ニ基キ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス」（第 2 条）、「会長及副会長ハ總會ニ於テ会員中ヨリ之ヲ互選シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」（第 6 条 2 項）とされており、組織構成についても「学術研究会議ニ総務部及数箇ノ学術部ヲ置ク」（第 4 条 1 項）とされ、「学術部ノ種類ハ学術研究会議之ヲ定ム」（同条 2 項）とされるなど、政府からの一定の独立性、会員科学者の自治が認められていた。

その後、政府主導による学術研究会議の再編に伴って、学術会議官制が変更され（昭和 18 年 11 月 25 日勅令 886 号）、会員の選出及び会長の選出方法につき「会長、副会長及会員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於イテ之ヲ命ス」（第 3 条 1 項）とされ、従前存した「学術研究会議ノ推薦ニ基キ」、「会員中ヨリ之ヲ互選シ」の文言が削除され、組織についても「学術部ノ種類ハ会長之ヲ定ム」（第 6 条 2 項）とされ、政府からの独立性、会員科学者の自治は失われた。

このように満州事変以降、日本の科学者は侵略戦争への動員が本格化し、学問・思想の自由が抑圧され、自主的な科学研究を行うことが極めて困難な状況におかれるに至り、学術団体としての学術研究会議もその独立性・自律性ははく奪された。

かかる状況は「いわゆる『15 年戦争』の間、日本の科学者と科学研究は日本軍国主義の『侍女』にさせられ、学問・思想の自由は抑圧され、創造的、自主的な科学研究にはブレーキがかけられた」（岡倉古志郎「日本学術会議の歴史と現段階」法民 182 号（1983 年 11 月）と評されている。

2 日本学術会議の発足

(1) 敗戦による新しい学術体制の構想

敗戦を契機として、学術体制についても民主的改革を求める動きが強まり、1946（昭和 21）年 3 月 学術研究会議部長会が、当時の我が国の学術界の中心的機関である帝国学士院、学術研究会議及び日本学術振興会の 3 団体の改組を文部大臣に建議した。

敗戦後、科学者の間に侵略戦争の間における科学者の態度に対する厳しい反省の上に立って、既存の学術体制の再検討、とりわけ帝国学士院（1879 年創設）、学術研究会議（1920 年創設、文科大臣の諮問建議機関）、日本学術振興会（1932 年 財団法人として設立）の 3 団体体制、これらのうち学術研究会議と学術振興会が侵略戦争遂行のための科学研究・技術開発の促進に大きな役割を演じたことに対する反省の上に建議された。

建議を受けた政府は、1947（昭和 22）年 8 月、全国の各分野の研究者から民主的に選出された 108 名の委員で構成する「学術体制刷新会議」に対し、新学術体制に関する調査立案を委託した。

学術体制刷新会議は、1948（昭和 23）年 4 月、政府に報告を提出した。その骨子は、

①わが国科学者の内外に対する代表機関として、新たに全国各分野の科学者から民主的に選出された 210 人の会員で構成する日本学術会議を法律に基づいて設立すること。これに伴い、学術研究会議は廃止し、また、日本学士院は碩（せき）学優遇の荣誉機関として日本学術会議に含ませること。

②内閣に科学技術行政協議会を設け、政府と日本学術会議との連絡および各省間の科学技術行政の連絡に当たらせること。それとともに、わが国における基本的諸科学の振興に対し責任を負うべき行政機構を整備・強化すること。

③日本学術振興会は、私的性格を有する学術奨励団体として存置すること。

というものであった。

(2) 日本学術会議法案

ア 報告を受けた政府は、1948 年 6 月、報告の骨子①に基づく「日本学術会議法案」（内閣提出法案）を国会に提出した。その経緯について「この法案は、この法案は、我が國の新学術体制の立案、企画を目的として、昨年八月全國科学者の民主的選挙によつて選出された委員百八人を以て結成せられました学術体制刷新委員会におきまして、約七ヶ月に亘り慎重審議を重ねて成案を基といたしまして、殆んどこれを変更することなく、政府において立法化したものであります。この意味におきまして、本法案は我が國科学者の総意を反映して民主的に立案された眞に歴史的なものと称し得るのでありまして、日本学術会議の成立は、全國科学者の切望する」ものである（1948（昭和 23）年 6 月 15 日第 2 回国会参議院文教委員会第 2 号 森戸辰男文部大臣による法案提案理由説明）と説明されている。

イ 法案の内容については、戦前の学術体制について「従来わが國の学界を顧みますと、

個々の研究においては、すぐれた成果が必ずしも少いとは言えないにかかわらず、その有機的、統一的発達が十分でなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、さらに科学永遠の進歩に寄與し得るような体制を欠いていたことは、科学者自らによつて指摘せられていたところ」であつて、「科学者の総意の下に、わが國科学者の代表機関として、このような組織が確立されて、初めて科学によるわが國の再建と科学による世界文化への寄與とが期し得られる」ので、そのために新たに日本學術會議を設立することになったと説明されている（森戸辰男文部大臣法案提案理由説明 1948（昭和 23）年 6 月 19 日 第 2 回国会衆議院文教委員会第 12 号）

さらに、参議院においては、「この法案に盛り込まれた内容は、日本学界の最高の審議機関又諮問機関といたしまして、日本學術會議を設け、又日本學術會議が学界の代表機関として内外に臨むことにされたのであります。その所管は内閣総理大臣の所轄となりますけれども、日本學術會議自体は自主的にその職務を行うことが規定されておるのでありまして、科学に関する重要事項は本會議を通して行われることになつておる」のであり、「本法案が、全國から選ばれた科学者の総意であり、日本學術体制刷新委員会において決定せられたところでありますので、その総意を尊重いたしまして、學術体制刷新委員会の決定の通りに法案が提出されておる」と説明されていた（清水謹二政府委員（文部省科学教育局長）答弁 1948（昭和 23）年 6 月 15 日第 2 回国会参議院文教委員会第 2 号）。

ウ 政府提案理由のとおり、日本學術會議法案は、日本の全分野の科学者から選挙された學術体制刷新委員会の報告に基づいて「科学者の総意を反映して民主的に立案された真に歴史的なもの」であり、「科学者みずからの自主的団体たる日本學術會議を設立するにある」のであり、「日本學術會議が各省の制肘を受けないで、独立した下腿において自由にその職務を行うという考え」（清水謹二政府委員答弁 1948（昭和 23）年 6 月 30 日第 2 回国会衆議院文教委員会第 21 号）に基づくものであつた。

エ 同法案は両院とも修正されることなく、衆議院においては、1948（昭和 23）年 7 月 1 日文教委員会で全委員賛成により可決され、7 月 3 日委員長報告のとおり可決され、参議院でも、7 月 4 日全文教委員の賛成により可決され、7 月 6 日の参議院本會議においても総員起立によって可決成立した（昭和 23 年 7 月 10 日法 121 号）。

(3) 日本學術會議第 1 回總會

學術會議法の施行に伴い、1948 年 12 月、第 1 期会員選出のための選挙が実施され、選出された 210 名の会員により、1949 年 1 月 20 日、第 1 回總會が開催された。

第 1 回總會に際して、来賓の吉田茂首相（殖田俊吉國務大臣代読）では、學術會議は國の機関であるが「その使命達成のためには、時々政治的便宜のための制肘をうけることのないよう、高度の自主性が与えられており、ここに本會議の特色がある」と強調し、GHQ の H・C・ケリー博士も「學術會議の実行力と影響力は會議それ自身の権威によつてのみ決定される。この権威による影響力とは、會議が為すところの聡明で、真摯な、かつよく審議された建議・答申を通じてのみもたらされ得るものである」と激励した（以上、岡倉古志郎「日本學術會議の歴史と現段階」4 頁参照）。

第 1 回總會では、民法学者の末川博が中心となつて起草した「日本學術會議の発足にあつて科学者としての決意表明」が採択されている。そこでは、「われわれは、これまでわが國の科学者がとりきたつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化國

家ないし平和国家の礎であるという確信の下に、我が国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」とし、「われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類平和のため、あまねく世界の学会と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」とされている。ここでは、戦前戦中における戦争協力を反省し、学術が文化国家、平和国家の建設のためにあることを確認し、科学者自身が人類平和のために学術の進歩に寄与するという固い決意が表明されている。

第2 各国の科学アカデミーとの比較

(日本学術会議国際協力常置委員会編 「各国の科学アカデミー等調査報告書」から)

1 アカデミーの歴史と機能

(1) 科学アカデミーの設立とその根拠

調査対象の中で最も古い歴史を持つものはイタリアのリンチェイ国立アカデミー(1603年創立)であり、1603年、王室と学者メンバーにより自主制定された定款によって設立された。また、17世紀に設立されたアカデミーとしては、英国王立協会(1660年設立。1663年チャールズ2世により設立勅許)、フランス科学アカデミー(1666年ルイ14世によって設立)などがあり、スウェーデン王立科学アカデミー(1739年設立)、ロシア科学アカデミー(1724年設立)、ドイツ学術アカデミー連合(1893年設立)などが18～19世紀中に設立されており、第二次世界大戦後には、ポーランド科学アカデミー(1952年設立)、スペイン学士院(1938年設立)などが設立されている。

一方、米国を代表するアカデミーは、全米アカデミーズである。これは以下の4つの組織、全米科学アカデミー(1863年設立)、全米工学アカデミー(1964年設立)、医学院(1970年設立)とそれらの実働部隊である全米研究評議会(1916年設立)から構成されている。諸外国の殆どのアカデミーは、その設置根拠として、王室勅令、大統領勅令、大臣令、議会令、法令、定款など、勅令・法令に基づいている。

(2) 組織形態

全米科学アカデミーが独立の民間非営利組織であるのをはじめ、欧米各国の代表アカデミーは、ほとんどが非営利団体・法人などの非政府組織であり、政府組織となっているのは、ポーランド科学アカデミー(1952年設立 国立の学術団体)、イタリア学術研究会議(1945年に法令により政府機関化)である。

一方で、日本を含めたアジア諸国のアカデミーの大半は政府機関の中に位置付けられており、非政府組織であるのはタイ科学技術アカデミー(1997年法令により設立された非政府組織)となっている。

(3) 科学アカデミーの機能

科学アカデミーの設立時期や設立の根拠、組織形態に関わらず、その機能は、①栄誉、顕彰機能、②助成・補助金・奨励金、資金配分等に関わる助成機能、③政府への助言、議会への助言、一般国民への助言・情報提供等の審議機能、④普及、科学研究成果の公開・出版、教育・訓練プロジェクトの主催・後援等の普及活動機能、⑤国際対応・協力等の国際活動機能に大別される。

このなかで科学アカデミーが持つ機能で最も重要なものは助言機能であり、アカデミーが行う助言に対する信頼性が確保されるためには、組織体制にかかわらず、時の権

力、思想に左右されことなく長期的・普遍的価値のある助言を行うことができるよう、政府・議会から独立した立場で助言を行う体制が確保されていなければならない。

2 アカデミー組織では、独立性と自律性が確保されている

(1) 会員の選出

各国アカデミーは、ほぼ全ての機関において、そのアカデミー内の会員により推薦・選出される方式 (co-optation) が採用されている。これは、政府機関等からの介入を排除することにより、アカデミーとしての独立性・中立性を保ちつつ、学術上高い評価を得た者を会員として組織が構成されなければならない、優れた研究又は業績があるか否かの判断はアカデミー会員のみによって可能であるという考え方に基づく。

(2) 運営予算

年間予算規模で最も大きいアカデミーは、ドイツ研究協会の 1,150 億円である。これは、全て連邦政府及び州政府から拠出されている。予算額が飛び抜けて多い理由は、このアカデミーの主たる活動が研究資金の拠出であることによる。

ドイツの例を除けば、年間予算規模で最大なのは全米アカデミーズの 19,200 万ドル (約 230 億円) である。これと、米国内の他の 3 団体 (米国哲学会、米国学術団体評議会、米国社会科学研究会議) の年間予算とを併せると総額約 280 億円強の予算規模となる。これは、米国の国家予算 (約 200 兆円) の約 0.014% に相当する。

英国王立協会は、4,679 万ポンド (約 88 億円) の年間予算を持ち、その国家予算における割合は米国とほぼ同じである。英国王立協会の予算には、奨学金・育英資金が多く含まれている。この他、予算総額の比較では、ハンガリー科学アカデミー (約 1 億ユーロ≒約 130 億円)、オーストリア科学アカデミー (約 2,700 万ユーロ≒約 35 億円) の予算規模も大きい。

日本学術会議の年間予算は約 14 億円であり、国家予算のほぼ 0.002% に相当する。これは、総予算額で比較すれば、スウェーデン王立科学アカデミー (12,800 万クローネ≒約 14 億円)、ポーランド科学アカデミー (1,300 万ドル≒約 15 億円) とほぼ同規模である。

資金源からみると、全額国費で賄われているのは、日本のほか、欧米では、英国王立協会、ドイツ研究協会、ドイツ学術アカデミー連合 (政府 50%、州 50% 出資)、ルーマニア・アカデミーの 3 機関であり、その他の各国のアカデミーは政府からの支援を受けているものの、その依存率は 30~80% 程度で様々であり、何らかの形で政府以外から費用を賄っている。

政府資金以外の外部資金の内訳は、政府機関とのコントラクト、民間財団・企業とのコントラクト、国内外との共同・受託研究費、その他委託研究、個人・団体からの寄付・献金、外部財団からの助成金、アカデミーが持つ自己資本からの収入、基本財産・資産の運用益、出版収入、基金、学会からの会費、大学からの間接的支援、管理収入、事業収入などである。予算面で政府依存度の比較的低いアカデミーは、スウェーデン王立科学アカデミー (約 24%)、米国社会科学研究会議 (約 18%)、米国学術団体評議会 (約 17%) である。

公的資金に対する依存度にかかわらず、科学アカデミーにおいては、その機能を十分に果たすためには、その独立性、中立性、公正性が確保されていなければならない。

結びに代えて 外部が主導する学術会議のあり方の見直し論議は許されない

- 1 日本の戦前戦中に政治権力が、学術団体の独立性・自律性を剥奪したことがもたらした結果から学ぶべき歴史的教訓は、学術団体には独立性・自律性が確保されていなければならないということである。

さらに、諸外国の学術団体（科学アカデミー）の活動状況に示される学術団体が独立性・自律性・公正性を有すべきことは普遍的価値となっていることが示されている。

すなわち、学術団体（科学アカデミー）は、その国の科学者の代表機関として、政府、国民、社会に対して発言・提言を行う機関であり、その発言・提言に対する信頼性を維持するためには、その構成員が優れた研究および業績のある科学者であることが求められる。

- 2 そして、どのような研究や業績が優れたものであるかは、政治判断でないことはもちろん、社会的経済的利害からの判断であってはならない。したがって、学術団体の会員の選出に際しては、学術団体（科学アカデミー）自身の独立した判断に基づくものでなければならない（会員選出における独立性の確保）。

さらに、そもそも科学研究や学問研究は、真理の探究を目的として時の政治権力を含む学問外の諸勢力からの干渉を排して自由な立場に立って行われるべきものであり、この自由が侵害されてはならないことはいうまでもない。そして、学術団体（科学アカデミー）が行う助言・提言が、特定の政治権力や社会的経済的利害から独立した科学的知見にのみ基づくものであるためには、学術団体（科学アカデミー）においても学問外の諸勢力からの干渉を排して自由な立場における活動が保障されていなければならない。したがって、学術団体の活動は、その構成員による自律的な判断に委ねられていることが求められるのである（組織活動における自律性の確保）。

- 3 今回の任命拒否に端を発して、日本学術会議のあり方について政府与党主導の論議が進められようとしており、なかでも自民党 PT は、2020 年 12 月 11 日、次の会員の任期となる 2023 年 9 月までに政府から独立した法人格に組織変更した新組織の発足を求める提言を井上信治内閣府特命大臣（科学技術担当）に提出するなどしてきた。

これまで明らかにしてきたとおり、日本学術会議の会員を誰にするのか、どのような組織形態で活動するのか、学術会議のあり方自体も、学術会議の構成員による自律的な判断に委ねられているのであって、政府与党を含めた政治勢力からの干渉を排して自由な立場における活動が保障されていなければならない、自民党 PT による新組織発足の提言自体、日本学術会議の活動に干渉するものであって許されるものではないのである。

■科学技術・イノベーション基本法（2020年6月成立、2021年4月1日施行）

（科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針）

第三条 科学技術・イノベーション創出の振興は、科学技術及びイノベーションの創出が我が国及び人類社会の将来の発展をもたらす源泉であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることに鑑み、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵かん養、学際的又は総合的な研究開発の推進、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる有機的な連携について配慮されなければならない。また、自然科学と人文科学との相互の関わり合いが科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとって重要であることに鑑み、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

3 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行われなければならない。

4 イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない。

5 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

6 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない。

- 一 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題
- 二 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題
- 三 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題

日本学術会議 会員任命拒否問題の本質
～許されない支配介入と政治主導の見直し論議～

=====

2021年 4月2日

発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel 03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <https://www.jlaf.jp/>

=====